



23予予第366号
平成23年6月28日

社団法人日本内燃力発電設備協会
会長 吉田 藤夫 様

東京消防庁
予防部長 有賀 雄一郎



夏期の電力需給対策における自家発電設備に係る火災予防対策等について（要望）

平素から火災予防につきまして、特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、震災による電力事情から、東京電力管内において電力需給対策としての自家発電設備の運転が予定されており、このためには消防用設備等の非常電源である自家発電設備の機能確保及び燃料等の適正な取り扱い等の徹底を図ることが必要とされます。

このことから、自家発電設備に係る火災予防対策等の万全を期するため、下記事項について要望いたします。

記

1 自家発電設備の運転に係る留意事項

(1) 消防用設備等の非常電源である自家発電設備について

ア 防災負荷専用の非常用自家発電設備（以下「防災用非常電源」という。）を使用電力削減のために運転することは、火災時に非常電源としての機能を確保できない等の防災上の問題が生じることから、原則としてできません。ただし、常用防災兼用発電設備等、運転時間等を勘案し消防用設備等への電力供給に支障を生じない措置を講じている場合に限り運転できます。

イ 操作手順の確認

始動及び停止において、手動操作が必要となる防災用非常電源を設置している場合は、操作手順を再確認してください。

ウ 結線変更工事等の禁止

防災用非常電源から一般負荷への電力供給等を目的とした結線変更等の工事は、原則として行わないでください。一般負荷と共用する場合には、消防署の検査等が必要となります。

(2) 自家発電設備の運転に関する事故防止について

系統連系保護装置等を設置していないなど系統連系運転できない事業所にあつては、商用電力を遮断し建物内を停電させて自家発電設備を運転することから、確実な商用電力の遮断及び燃料切れに至る非常用自家発電設備の運転超過又は非常用蓄電池設備の過放電等により機能に損傷をきたすことのないよう監視の徹底を図るとともに、別添えにより、事故防止対策の徹底を図ってください。

(3) 危険物の取扱いに関する留意事項

自家発電設備の運転に伴い、製造所等又は少量危険物施設において、許可又は届出されている危険物の取扱い量等を変更する場合、又は、危険物の取扱い量等が指定数量の5分の1以上となる場合には、一定の措置等を要する必要があるため、あらかじめ管轄消防署に相談してください。

2 火災及び感電事故の発生防止

装置の整備不良及び電源の切替誤操作等による出火、感電等の事故防止を徹底してください。

問合せ先

予防課火気電気係 瀬尾 小西
電話 3212-2111 内線 4782 4787
危険物課保安規制係 手塚 菊池
電話 3212-2111 内線 4822 4829

別添え

自家発電設備の運転に係る事故防止対策について

1 保安・管理の徹底

- (1) 始動前に、必ず点検を実施し、劣化のおそれのある部品は早期に交換する等の適切な整備を行っておくこと。
- (2) 設備の設置場所に係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 機器の操作にあっては、電気主任技術者、自家用発電設備専門技術者及び危険物取扱者等の監督下で行うこと。
- (4) 設備に異常が生じた場合に、安全かつ確実に停止することができる措置を講じておくこと。
- (5) 適切な運転管理を図るため、運転監視計画及び整備点検計画を策定するとともに、設備の巡視、点検及び検査に関する保安マニュアルを定めること。
- (6) 事故時における連絡体制を再点検するとともに、それを従業員等に周知徹底すること。
- (7) 実稼働を想定した事前訓練等（切替操作、実負荷試験）を実施し、正常作動を確認すること。

2 系統連系する場合の留意事項

受電用遮断器等により、電力系統と遮断し、連系せずに運転することを原則とするが、電力系統と連系して運転する場合は、系統連系保護装置を施設するなど、系統連系に係る電気設備の技術基準の要求事項を満たした上で行うこと。なお、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（平成16年10月1日資源エネルギー庁）等に基づく電力会社との連系協議事項に留意すること。

3 その他

運転終了後は、点検及び燃料、潤滑油の補充等の整備を行い、自動・手動の切り替え及びスイッチ類、バルブ類は定位に復旧すること。